

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 25 日

各介護保険サービス事業所・施設 御中

島根県健康福祉部高齢者福祉課

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成 30 年 11 月 30 日とする措置を指定する件について

標記のことについて、厚生労働省老健局長より通知がありました。

通知の全文については島根県高齢者福祉課のホームページに掲載（※1）していますので、詳しくはそちらをご確認いただければと思いますが、主な内容としては、特定被災区域（※2）内に在る事業所のうち、事業所指定等の有効期間が平成 30 年 6 月 28 日から平成 30 年 11 月 29 日までの間に満了するものについて、有効期間を延長し、その満了日を平成 30 年 11 月 30 日までとするものです。

また、上記以外の平成 30 年 7 月豪雨による被災事業所であって、理由を記した書面により満了日延長の申出を行ったものについても、同様に満了日を延長できるとされていますので、併せてご承知ください。

なお、県が指定等を行っているサービスについて、具体的な取扱いは別添のとおりですので、併せてご確認ください。

市町村（保険者）が指定等を行っているサービスについては、各市町村（保険者）にご確認ください。

※1 高齢者福祉課トップページ>災害に伴う介護保険関連通知

http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/saigai_kaigo.html

※2 7 月 23 日現在で江津市及び川本町が該当

【担当】

島根県健康福祉部高齢者福祉課

施設サービスグループ 小松原

TEL 0852-22-5798 FAX 0852-22-5238